

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

同族会社の株式の譲渡

Q：私は同族会社の社長です。相続対策の一環として私の当社持株の一部を取締役である息子に譲渡することを考えています。この場合の課税上の取扱いについて教えてください。

A：

お父様（社長）側

株式の譲渡に対して所得税が課税されます。譲渡所得として他の所得と分離し所得税20%と住民税6%の税率で申告分離されます。同族会社の株式であり上場株式ではないので、源泉分離課税の選択はできません。譲渡所得の金額は次の算式で計算した金額です。他の申告分離課税する株式に係る損益と通算できます。

※譲渡所得の金額

＝株式の譲渡に－（原価の額＋譲渡経費）
係る収入金額

有価証券取引税が、有価証券を譲渡した場合に譲渡した者に対して課税されます。譲渡にあたっては有価証券取引書を作成し納付税額が10万円以下のときは印紙を貼って納付し、超えるときは譲渡の日の翌日までに現金により納付します。

息子さん（取締役）側

譲渡価額を相続税評価額未満にすると贈与税が課税されます。

その他

株式の譲渡承認が必要な場合は、取締役会での承認が必要です。また、株主名簿の書換えもしてください。

